

屋外広告物許可申請書 (新規・継続)

年 月 日

泉佐野市長 様

申請者 住所
氏名

㊞

(法人等の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

電話

大阪府屋外広告物条例

第3条第1項
第8条の2第1項
第12条
第15条第2項

の規定により、次のとおり屋外広告物の表示 (設置) の許可を申請します。

①種類	自家用 その他	広告塔 (屋上・地上) その他 () 広告板 (屋上・壁面・突出・地上)
②数量 (総数)		③総面積 m ²
		④手数料 円
⑤広告表示内容		※ 記入不要 (市で記入) 照明の有無 : 有・無 音響の有無 : 有・無
⑥主要道路等の名称	線	設置箇所から500m以内の道路又は鉄道の有無 有・無
⑦表示 (設置) 期間	年 月 日から 年 月 日まで	⑧工事の完了 予定年月日 年 月 日
⑨表示 (設置) 場所	泉佐野市	⑩用途地域
⑪広告物等の 所有者	住所 氏名	㊞ 電話
⑫広告物等の 占有者	住所 氏名	㊞ 電話
⑬広告物等の 管理者	住所 氏名	㊞ 電話
⑭ ⑬に記載の管理者が 大阪府の区域に住所を 有しない場合、その委任 を受けて直接に管理の 事務を行う者	住所 氏名	電話
⑮工事施行者 (屋外広告業者)	住所 氏名	屋外広告業の登録番号 : 第 () 号 登録 (更新) 年月日 : 年 月 日
	電話	
⑯表示若しくは設置 する場所又は物件 の所有 (管理) 者 の承諾	本件屋外広告物の表示 (設置) を承諾します。 住所 氏名	㊞ 電話
⑰前回許可年月日 及び許可番号	年 月 日 泉佐野市 第 号	⑱前回許可期間 年 月 日から 年 月 日まで

納付書の送付先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 委任を受けた者
	住所
	氏名
	(法人等の団体にあつては名称及び代表者の氏名) 電話

広告物等の内訳 ※別添可

No.	広告物等の種類	数量	表示面の面積					表示内容 形状・材料・構造の概要	
			縦 (m)	横 (m)	面積 (㎡)	高さ (m)	面数		合計 面積 (㎡)
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
合	計								

【添付資料】

現況カラー写真
 付近見取図
 配置図（継続申請の場合は省略可）
 表示内容、形状、寸法、色彩等に関する図面（継続申請の場合は省略可）
 平面図 立面図 意匠図 構造図 配線図
 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状
 他人が所有する場所等を利用する場合は、その承諾書等
※ ただし、第1面⑩欄に記入・押印がある場合は不要
(条例第8条の2第1項第1号に掲げる広告物又は掲出物件の場合)
 地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類
(条例第8条の2第1項第2号に掲げる広告物又は掲出物件の場合)
 府又は市町村が広告物等の表示又は設置により得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて、当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面

 突出広告板等で、道路等の上空を占用する場合は、道路占用許可書（写）
 泉佐野市長が必要と認める書類
 高さが4mを超える広告物について継続申請をする場合は、「屋外広告物安全点検報告書」（様式第3号）及び点検者の資格を証する書面

【記入上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 申請する広告物等が複数になる場合は①～③欄はその総数で記載し、その内訳を第2面「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 3 設置場所が大阪府屋外広告物条例施行規則別表第3に掲げる道路又は鉄道（⑥欄において「道路又は鉄道」という。）から500m以内の場合には、⑥欄に該当路線名を記載してください。
- 4 ⑪、⑫、⑮欄は、記名押印が原則必要となりますが、広告物の継続許可申請であって、設置当初から一切の変更がない場合に限っては、押印を省略することができます。
- 5 ⑯欄は、承諾を証する書面を添付する場合は記入を要しません。
- 6 新規申請や変更のある場合は、審査終了後送付する納付書により手数料をお支払いください。継続申請は同封の納付書によりお支払いください。
- 7 納付書の送付先は、申請者又は申請者から委任を受けた者です。なお、申請者からの委任状がない場合は委任を受けた者とは認められません。必ず委任状を添付してください。